

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2023年12月26日
- 【発行者の名称】 清鋼材株式会社
(SUGA STEEL Co., LTD.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星野 陽一
- 【本店の所在の場所】 新潟県糸魚川市寺島三丁目8番1号
- 【電話番号】 (025)553-0121 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役 山本 正人
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永堀 真
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 清鋼材株式会社
<https://www.suga-steel.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第56期中	第57期中	第58期中	第56期	第57期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	1,987,451	1,466,359	1,543,804	4,549,532	3,028,473
経常利益 (千円)	33,710	54,049	694	154,908	64,455
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	23,900	38,462	2,030	92,716	56,979
中間包括利益又は包括利益 (千円)	90,808	20,149	△9,628	56,250	40,847
純資産額 (千円)	735,951	440,614	442,683	435,464	461,312
総資産額 (千円)	3,151,662	2,250,069	2,202,193	2,625,678	2,126,942
1株当たり純資産額 (円)	1,845.97	1,468.71	1,475.61	1,451.55	1,537.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	50.0 (—)	30.0 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	79.88	128.21	6.77	309.79	189.93
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.5	19.6	20.1	16.6	21.7
自己資本利益率 (%)	4.6	8.8	0.4	20.3	12.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	16.1	15.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,399	△66,703	18,828	40,805	△58,264
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△37,080	676,106	△93,822	△392,968	684,821
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,828	△408,555	74,477	△46,973	△602,149
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	416,044	253,467	80,561	48,499	76,536
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	212 (38)	81 (7)	79 (10)	74 (9)	85 (9)

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり配当額及び配当性向について、第56期中間期、第57期中間期及び第58期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2023年6月30日以降、本発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当社の連結子会社であった清エステート株式会社は、2023年9月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	53 (10)
タイ	26 (—)
合計	79 (10)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	53 (10)
---------	---------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は日本地域の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、米国におけるインフレ及び金融引締め、欧州におけるロシア・ウクライナ情勢を受けたエネルギー供給制約や金融引締め等の影響による下押し圧力、中国におけるゼロコロナ政策解除後の回復ペースの鈍化や不動産市況の低迷長期化、それらに伴う内需低迷及びデフレ懸念、新興国における通貨安等に伴う景気低迷など、総じて減速傾向が続きました。日本経済は、行動制限の緩和や水際対策の緩和を受けてインバウンド需要が回復するなど、個人消費や企業の生産活動を中心に経済活動の正常化が緩やかに進んだものの、円安等の影響によりインフレが進行しました。先行きについては、世界的な金融引締めや中国経済の停滞など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクや、インフレ、為替変動等の影響が懸念されます。

海外の鉄鋼需要については、中国における需要回復の遅れ、米国における金利政策に伴う景気後退、欧州・新興国における景気悪化の継続などにより、鋼材市況は低調に推移しました。国内鉄鋼市場は、半導体等の部品調達難への懸念継続、海外の景気減速による輸出の先行き不透明感などから、前年同期比ではほぼ横ばいで推移しました。

また、当社グループが営む鋼材加工事業の主要市場である建設機械業界及び産業機械業界の需要動向は引き続き堅調に推移しております。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,543,804千円（前年同期比5.3%増加）、営業利益は4,488千円（同88.6%減少）、経常利益は694千円（同98.7%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は2,030千円（同94.7%減少）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(日本)

売上高は1,278,538千円（前年同期比3.8%増加）、セグメント利益は4,951千円（同85.2%減少）となりました。建設機械市況、産業機械市況が堅調に推移し、増収となりましたが、鋼材価格上昇による材料費増加、管理費増加等により減益となっております。

(タイ)

売上高は265,266千円（前年同期比13.1%増加）、セグメント損失463千円（前年同期はセグメント利益6,066千円）となりました。既存顧客（建機）の受注が堅調に推移したことに加え、新規顧客（フォークリフト用バッテリーボックス部品）の受注が伸長したこと等により増収となりましたが、工場拡張に伴う消耗品費増加、人件費増加等により減益となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は80,561千円（前連結会計年度末比4,024千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は18,828千円（前年同期は66,703千円の使用）となりました。主な増加要因は法人税等の還付額98,045千円、減価償却費40,905千円、棚卸資産の減少額17,339千円、主な減少要因は売上債権の増加額122,894千円、仕入債務の減少額20,896千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は93,822千円（前年同期は676,106千円の獲得）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出92,094千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は74,477千円（前年同期は408,555千円の使用）となりました。増加要因は短期借入金の純増加額132,460千円及び長期借入れによる収入60,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出104,227千円、配当金の支払額9,000千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	903,438	109.6
タイ (千円)	256,190	124.8
合計 (千円)	1,159,628	112.6

(注) 日本セグメントに太陽光発電事業の生産実績は含めておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2023年9月30日)	前年 同期比 (%)
日本 (千円)	846,111	97.7	103,490	116.0
タイ (千円)	255,798	117.9	27,923	267.7
合計 (千円)	1,101,910	101.7	131,413	131.8

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 日本セグメントに太陽光発電事業の受注実績は含めておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	1,278,538	103.8
タイ (千円)	265,266	113.1
合計 (千円)	1,543,804	105.3

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)コマテック	245,515	16.7	306,678	19.9
コベルコ建機(株)	261,618	17.8	285,670	18.5
(株)アイチコーポレーション (注3)	—	—	166,237	10.8
タイ・コベルコ建機(株) (注3)	—	—	157,338	10.2

(注3) 前中間連結会計期間は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2023年6月30日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下(1)に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

(1) J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2019年9月26日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2018年2月21日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を

生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権

を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,225,338千円で、前連結会計年度末に比べ27,073千円増加しております。電子記録債権の増加125,081千円、商品及び製品の増加20,901千円、未収還付法人税等の減少98,045千円、原材料及び貯蔵品の減少22,812千円が主な変動要因です。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は976,855千円で、前連結会計年度末に比べ48,178千円増加しております。機械装置及び運搬具（純額）の増加29,841千円、建設仮勘定の増加13,378千円、土地の増加5,220千円が主な変動要因です。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,249,322千円で、前連結会計年度末に比べ140,586千円増加しております。短期借入金の増加168,130千円、買掛金の減少17,301千円、未払消費税等の減少15,136千円が主な変動要因です。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は510,187千円で、前連結会計年度末に比べ46,706千円減少しております。長期借入金の減少41,165千円、繰延税金負債の減少6,444千円が主な変動要因です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は442,683千円で、前連結会計年度末に比べ18,628千円減少しております。為替換算調整勘定の減少11,659千円、剰余金の配当による利益剰余金の減少9,000千円、親会社株主に帰属する中間純利益2,030千円の計上による利益剰余金の増加がその変動要因です。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,543,804千円（前年同期比5.3%増加）となりました。日本においては建設機械市況、産業機械市況が堅調に推移し、また、タイにおいては既存顧客（建機）の受注が堅調に推移したことに加え、新規顧客（フォークリフト用バッテリーボックス部品）の受注が伸長したこと等により増収となっております。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は196,311千円（前年同期比13.3%減少）となりました。日本においては鋼材価格上昇による材料費増加、管理費増加等により、また、タイにおいては工場拡張に伴う消耗品費増加、人件費増加等により、売上原価率が上昇しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は191,823千円（前年同期比2.7%増加）となりました。減価償却費の減少等により、前年同期と比べて売上高販管費率が低減しております。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業利益は4,488千円（前年同期比88.6%減少）となりました。売上原価率の上昇等により、利益が減少しております。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は694千円（前年同期比98.7%減少）となりました。これは主に営業利益の減少及び為替差益の減少によるものです。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は4,118千円（前年同期比92.3%減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は2,030千円（前年同期比94.7%減少）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MS C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	—	300,000	—	100,000	—	55,000

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
星野 陽一	東京都豊島区	129,000	43.00
東京中小企業投資育成(株)	東京都渋谷区渋谷3-29-22	90,000	30.00
星野 美智子	東京都豊島区	42,000	14.00
星野 大輝	東京都豊島区	28,000	9.33
(有)バンノー	長野県佐久市長土呂22-6	2,600	0.87
松木 豊一	新潟県糸魚川市	2,000	0.67
星野 清士	東京都豊島区	1,000	0.33
星野 壽子	東京都豊島区	1,000	0.33
松澤 美穂	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
林 憲人	群馬県藤岡市	1,000	0.33
渡邊 正	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
吉田 豊	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
計	—	299,600	99.87

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

月別	2023年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2023年4月から9月までにおいては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表した2023年6月30日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、重要な役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当中間連結会計期間 (2023年9月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		76,577		80,605
受取手形		1,338		1,721
売掛金及び契約資産		351,480		353,365
電子記録債権		198,297		323,378
商品及び製品		76,699		97,600
仕掛品		40,141		33,298
原材料及び貯蔵品		349,286		326,473
未収還付法人税等		98,045		—
その他		6,447		8,954
貸倒引当金		△50		△60
流動資産合計		1,198,265		1,225,338
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※2	226,988	※2	226,751
機械装置及び運搬具（純額）	※2	223,380	※2	253,221
土地	※2	432,018	※2	437,238
建設仮勘定		9,054		22,433
その他（純額）		9,933		7,936
有形固定資産合計	※1	901,375	※1	947,581
無形固定資産				
ソフトウェア		1,269		2,201
その他		1,275		1,275
無形固定資産合計		2,545		3,476
投資その他の資産				
長期前払費用		11,243		8,378
保険積立金		8,249		10,828
繰延税金資産		788		—
その他		4,953		7,069
貸倒引当金		△480		△480
投資その他の資産合計		24,754		25,797
固定資産合計		928,676		976,855
資産合計		2,126,942		2,202,193

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	381,720	364,418
短期借入金	※3 552,400	※3 720,530
1年内返済予定の長期借入金	※2 49,644	※2 49,994
リース債務	1,973	1,446
未払金	44,813	24,220
未払費用	40,376	51,686
未払法人税等	445	7,745
未払消費税等	25,755	10,618
賞与引当金	9,533	14,004
その他	2,074	4,657
流動負債合計	1,108,736	1,249,322
固定負債		
長期借入金	※2 528,001	※2 486,835
リース債務	2,774	2,520
退職給付に係る負債	12,691	13,849
繰延税金負債	13,305	6,861
その他	120	120
固定負債合計	556,893	510,187
負債合計	1,665,629	1,759,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	73,758	73,758
利益剰余金	282,149	275,180
株主資本合計	455,908	448,939
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,403	△6,255
その他の包括利益累計額合計	5,403	△6,255
純資産合計	461,312	442,683
負債純資産合計	2,126,942	2,202,193

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1,466,359	1,543,804
売上原価	1,240,023	1,347,493
売上総利益	226,335	196,311
販売費及び一般管理費	※1 186,823	※1 191,823
営業利益	39,512	4,488
営業外収益		
受取利息	56	118
受取家賃	3,720	3,400
受取保険金	1,918	3,178
為替差益	18,504	2,488
その他	3,135	1,960
営業外収益合計	27,334	11,145
営業外費用		
支払利息	10,320	10,983
支払手数料	2,048	3,653
その他	428	301
営業外費用合計	12,797	14,938
経常利益	54,049	694
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 4,123
特別利益合計	—	4,123
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 700
ゴルフ会員権評価損	500	—
特別損失合計	500	700
税金等調整前中間純利益	53,549	4,118
法人税、住民税及び事業税	7,932	7,743
法人税等調整額	7,154	△5,656
法人税等合計	15,087	2,087
中間純利益	38,462	2,030
親会社株主に帰属する中間純利益	38,462	2,030

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	38,462	2,030
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△18,312	△11,659
その他の包括利益合計	△18,312	△11,659
中間包括利益	20,149	△9,628
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	20,149	△9,628
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	100,000	73,758	240,169	413,928	21,536	21,536	435,464
当中間期変動額							
剰余金の配当			△15,000	△15,000			△15,000
親会社株主に帰属する中間純利益			38,462	38,462			38,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—	△18,312	△18,312	△18,312
当中間期変動額合計	—	—	23,462	23,462	△18,312	△18,312	5,149
当中間期末残高	100,000	73,758	263,632	437,390	3,223	3,223	440,614

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	100,000	73,758	282,149	455,908	5,403	5,403	461,312
当中間期変動額							
剰余金の配当			△9,000	△9,000			△9,000
親会社株主に帰属する中間純利益			2,030	2,030			2,030
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—	△11,659	△11,659	△11,659
当中間期変動額合計	—	—	△6,969	△6,969	△11,659	△11,659	△18,628
当中間期末残高	100,000	73,758	275,180	448,939	△6,255	△6,255	442,683

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	53,549	4,118
減価償却費	46,172	40,905
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,923	4,471
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,202	1,158
受取利息	△56	△118
支払利息	10,320	10,983
為替差益	△18,504	△2,488
固定資産処分損益 (△は益)	—	△3,423
売上債権の増減額 (△は増加)	△51,302	△122,894
棚卸資産の増減額 (△は増加)	13,823	17,339
仕入債務の増減額 (△は減少)	87,219	△20,896
未払金の増減額 (△は減少)	△18,537	△11,414
未払費用の増減額 (△は減少)	△43,448	11,377
未払消費税等の増減額 (△は減少)	18,565	△15,136
その他	△3,982	18,723
小計	103,946	△67,294
利息の受取額	56	118
利息の支払額	△10,831	△11,596
法人税等の支払額	△159,874	△445
法人税等の還付額	—	98,045
営業活動によるキャッシュ・フロー	△66,703	18,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△24,299	△92,094
子会社株式の売却による収入	700,879	—
その他	△474	△1,727
投資活動によるキャッシュ・フロー	676,106	△93,822
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△397,100	132,460
長期借入れによる収入	31,889	60,000
長期借入金の返済による支出	△23,429	△104,227
リース債務の返済による支出	△1,775	△1,056
配当金の支払額	△15,000	△9,000
シンジケートローン手数料の支払額	△3,140	△3,699
財務活動によるキャッシュ・フロー	△408,555	74,477
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	4,121	4,541
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	204,968	4,024
現金及び現金同等物の期首残高	48,499	76,536
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 253,467	※ 80,561

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名 : Suga Steel (Thailand) Co., Ltd.

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社であった清エステート(株)は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日(9月30日)と異なる会社は次の通りです。

会社名	中間決算日
Suga Steel (Thailand) Co., Ltd.	6月30日 ※

※ 連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致についての調整又は当該中間決算日と中間連結決算日との間に生じた当該子会社と連結会社以外の会社との取引、債権、債務等に係る重要な変動の調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 当社

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物	7～60年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

(ロ) 在外子会社

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(鋼材加工事業における収入)

鋼材加工事業は、主に鋼材の加工及び販売を行っており、鋼材加工品を顧客に販売することを主な履行義務としております。顧客の検収により、支払を受ける権利が確定するため、その時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記していた営業活動によるキャッシュ・フローの「貸倒引当金の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替を行っております。この結果、前中間連結会計期間の連結損益計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローに表示していた「貸倒引当金の増減額(△は減少)」40千円及び「その他」△4,022千円は、「その他」△3,982千円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、独立掲記していた投資活動によるキャッシュ・フローの「無形固定資産の取得による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替を行っております。この結果、前中間連結会計期間の連結損益計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローに表示していた「無形固定資産の取得による支出」△350千円及び「その他」△124千円は、「その他」△474千円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料の支払額」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替を行っております。この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた△3,140千円は、「シンジケートローン手数料の支払額」△3,140千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,765,309千円	1,757,744千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
建物及び構築物 (純額)	114,412千円	105,990千円
機械装置及び運搬具 (純額)	52,890	43,230
土地	343,508	343,508
合計	510,811	492,728

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	20,000千円	20,000千円
長期借入金	220,000	210,000
合計	240,000	230,000

※3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約について

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関3行との間に当座貸越契約を、金融機関2行との間に融資枠 (コミットメントライン) をそれぞれ設定しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	850,000千円	850,000千円
借入実行残高	55,000	242,000
差引額	795,000	608,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料及び賞与	39,022千円	39,603千円
役員報酬	27,602	35,993
賞与引当金繰入額	4,290	2,750
貸倒引当金繰入額	△60	10
減価償却費	14,799	10,837
運送保管料	33,287	32,229

※2 固定資産売却益の内容は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
機械装置及び運搬具	一千円	4,123千円

※3 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
機械装置及び運搬具	一千円	700千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	300,000	—	—	300,000
合計	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	15,000	50.0	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計に属する配当のうち、配当の効力日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	300,000	—	—	300,000
合計	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日	普通株式	9,000	30.0	2023年3月31日	2023年6月30日

定時株主総会					
--------	--	--	--	--	--

(2) 基準日が当中間連結会計に属する配当のうち、配当の効力日が中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	253,508千円	80,605千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△41	△43
現金及び現金同等物	253,467	80,561

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	577,646	576,237	△1,408
負債計	577,646	576,237	△1,408

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	536,829	536,552	△277
負債計	536,829	536,552	△277

(注) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

（2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	576,237	—	576,237
負債計	—	576,237	—	576,237

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	536,552	—	536,552
負債計	—	536,552	—	536,552

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2023年7月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社である清エステート㈱を吸収合併（以下「本合併」）することを決議し、2023年9月1日付で吸収合併いたしました。

本合併の概要は以下の通りであります。

1. 本合併の概要

（1）本合併の目的

清エステート㈱は、当社グループ内において主に社員寮・社宅管理を担っておりますが、この度、経営資源を集約し、経営を効率化することを目的として、当社の完全子会社である同社を吸収合併することといたしました。

（2）本合併の方式

当社を存続会社とし、清エステート㈱を消滅会社とする吸収合併であります。

（3）本合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行、資本金の増加および合併交付金その他一切の対価の支払はありません。

（4）企業結合日

2023年9月1日

（5）合併当事企業の名称及びその事業の内容

名称：清エステート㈱

事業の内容：不動産賃貸事業

（6）合併後企業の名称

清鋼材㈱

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		
	日本	タイ	計
一時点で移転される財	1,230,911	234,468	1,465,380
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,230,911	234,468	1,465,380
その他の収益	978	—	978
外部顧客との売上高	1,231,890	234,468	1,466,359

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		
	日本	タイ	計
一時点で移転される財	1,277,513	265,266	1,542,779
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,277,513	265,266	1,542,779
その他の収益	1,025	—	1,025
外部顧客との売上高	1,278,538	265,266	1,543,804

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 （6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
受取手形	1,219	1,338
売掛金	288,256	351,480
電子記録債権	244,319	198,297
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）		
受取手形	1,338	1,721
売掛金	351,480	353,365
電子記録債権	198,297	323,378
契約資産（期首残高）	—	—
契約資産（中間期末（期末）残高）	—	—

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、主に鋼材加工事業を行っており、各地域において現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「日本」、「タイ」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
日本	鋼材加工事業（主に建設機械・産業機械用部品の加工・販売）
タイ	同上

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益の数値です。セグメント間の内部収益及び、振替高は市場実勢価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務諸表 計上額 (注2)
	日本	タイ	計		
顧客との契約から生じる収益	1,230,911	234,468	1,465,380	—	1,465,380
その他の収益	978	—	978	—	978
外部顧客への売上高	1,231,890	234,468	1,466,359	—	1,466,359
計	1,231,890	234,468	1,466,359	—	1,466,359
セグメント利益	33,445	6,066	39,512	—	39,512
セグメント資産	1,978,884	425,344	2,404,229	△154,159	2,250,069
セグメント負債	1,220,061	589,393	1,809,455	—	1,809,455
その他の項目					
減価償却費	30,742	15,429	46,172	—	46,172

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務諸表 計上額 (注2)
	日本	タイ	計		
顧客との契約から生じる収益	1,277,513	265,266	1,542,779	—	1,542,779
その他の収益	1,025	—	1,025	—	1,025
外部顧客への売上高	1,278,538	265,266	1,543,804	—	1,543,804
計	1,278,538	265,266	1,543,804	—	1,543,804
セグメント利益又は損失（△）	4,951	△463	4,488	—	4,488
セグメント資産	1,895,935	460,417	2,356,353	△154,159	2,202,193
セグメント負債	1,129,389	630,120	1,759,510	—	1,759,510
その他の項目					
減価償却費	26,374	14,531	40,905	—	40,905

（注1） 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

（注2） セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
737,871	200,082	937,953

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
コベルコ建機(株)	261,618	日本
(株)コマテック	245,515	日本

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
707,704	239,877	947,581

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)コマテック	306,678	日本
コベルコ建機(株)	285,670	日本
(株)アイチコーポレーション	166,237	日本
タイ・コベルコ建機(株)	157,338	タイ

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,537.71円	1,475.61円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	461,312	442,683
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	461,312	442,683
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	300,000	300,000

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり中間純利益	128.21円	6.77円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	38,462	2,030
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	38,462	2,030
普通株式の期中平均株式数 (株)	300,000	300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月26日

清鋼材株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市中

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている清鋼材株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、清鋼材株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。